旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年６月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日(保証社員になった場合)　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①有限会社みゆきツーリスト　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－685号　④有限会社みゆきツーリスト　埼玉県川口市上青木西５－４－５　代表取締役　清水美幸　⑤本社営業所　埼玉県川口市上青木西５－４－５　⑥平成７年４月７日　⑧平成25年４月６日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県川口市上青木西５－４－５　有限会社みゆきツーリスト　代表取締役　清水美幸

Ｂ　①ブルースタートラベル　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－704号　④ブルースタートラベル　千葉県船橋市市場４丁目12番15号　小林智子　⑤本社営業所　千葉県船橋市本町５丁目６番19号－１Ｆ　⑥平成15年６月５日　⑧平成25年１月31日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県船橋市市場４丁目12番15号　ブルースタートラベル　小林智子

Ｂ　①エバーグリーン・ツアー　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－856号　④エバーグリーン・ツアー　千葉県千葉市若葉区若松町361番地334　戸井田光男　⑤本社営業所　千葉県千葉市若葉区若松町361番地334　⑥平成24年２月16日　⑧平成25年４月１日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県千葉市若葉区若松町361番地334　エバーグリーン・ツアー　戸井田光男

Ｂ　①ダイヤル株式会社（ロイヤルツアー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3652号　④ダイヤル株式会社　東京都新宿区西新宿七丁目22番１号　代表取締役　近藤昭夫　⑤本社営業所　東京都新宿区西新宿七丁目22番１号　⑥平成８年３月29日　⑧平成25年５月８日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫川崎市麻生区千代ヶ丘四丁目22番地29　ダイヤル株式会社　代表取締役　近藤昭夫

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年６月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社日本ツーリスト　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－272号　④有限会社日本ツーリスト　焼津市栄町三丁目１番15号　取締役　向笠隆　⑤本社営業所　焼津市栄町三丁目１番15号　⑥昭和61年９月17日　⑦平成25年５月20日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社新生旅行会　②第３種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第３－169号　④有限会社新生旅行会　草津市野村二丁目６番３号　代表取締役　大西元則　⑤本社営業所　大津市富士見台９番15号　⑥平成10年４月７日　⑦平成25年４月６日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社キヨタカルチャーサービス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2532号　④株式会社キヨタカルチャーサービス　東京都豊島区雑司が谷二丁目22番17号　代表取締役　清田明　⑤本社営業所　東京都豊島区雑司が谷二丁目22番17号　⑥昭和59年７月３日　⑦平成25年４月25日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①野母商船株式会社　②第２種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第２－568号　④野母商船株式会社　長崎市元船町17番３号　代表取締役　村木昭一郎　⑤本社営業所　福岡市博多区築港本町220　⑥平成15年５月15日　⑦平成25年５月15日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社サンコスモス　②第３種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第３－212号　④有限会社サンコスモス　岐阜市加納天神町二丁目26番地　取締役　大坂一美　⑤本社営業所　岐阜市黒野361－１　⑥平成11年２月19日　⑦平成25年４月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①南海観光株式会社　②第３種旅行業　③愛媛県知事登録旅行業第３－６号　④南海観光株式会社　伊予郡砥部町宮内583番地　代表取締役　栗林瑠美子　⑤本社営業所　伊予郡砥部町宮内583番地　⑥昭和30年10月20日　⑦平成25年４月30日　⑧60万円　⑨300万円

以上６件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博